

委員のご意見等に対する県の見解

委員のご意見	県の見解
<p>公立幼稚園について、認定こども園への移行に関する調査を実施し、それもふまえたうえで審議していくことが望ましい。</p>	<p>各市町に認定こども園(公立・私立)の設置予定について照会したところです。 認定こども園の新設、移行(幼稚園 認定こども園、保育所 認定こども園)予定については、とりまとめのうえ次回会議にてご報告します。</p>

委員のご意見等に対する県の見解

委員のご意見	県の見解
<p>「量の見込み」について、ニーズ調査の結果と実績(利用状況等)のかい離について要因などをご報告いただきたい。</p> <p>病児保育事業については、病後児についても考えていただきたい。</p>	<p>各市町から県へ「量の見込み」をご報告いただく際に、「ニーズ調査結果の補正にあたっての考え方」を把握するための調査を実施しました。</p> <p>ニーズ調査の結果と実績(利用状況等)のかい離の要因等については、第4回会議の審議事項(2)の資料のとおりです。</p> <p>病児・病後児保育事業については、現在10か所で実施されており、広域利用を含めると10市8町で利用可能となっています。</p> <p>10か所の内訳は、病児対応型8か所、病後児対応型2か所であり、病児対応型においてはすべての施設で病後児の利用も可能となっています。</p> <p>県では、病児・病後児保育事業を実施する市町や広域対応支援事業(1)を実施する市町に対して補助を行っています。</p> <p>また、平成26年度からは病児・病後児保育施設整備事業(2)を実施するなど、引き続き、市町が実施する病児保育事業を支援していきたいと考えています。</p> <p>1:広域対応支援事業 病児・病後児保育事業を実施する市町において、新たに周辺市町の児童も受け入れ、広域で連携して事業に取り組む場合、事業開始から3年以内の補助を行います。</p> <p>2:病児・病後児保育施設整備事業 病児・病後児保育施設の整備を支援する市町に対して補助を行います。</p>

委員のご意見等に対する県の見解

委員のご意見	県の見解
<p>保育士確保については、保育関係団体から保育士養成校に定員増等を働きかけており、県からも働きかけをお願いしたい。</p> <p>安心子ども基金を活用した奨学金制度の創設について検討していただきたい。</p> <p>県から市町に対して新制度の趣旨等をしっかりと伝達していただきたい。</p>	<p>保育士確保については、離職防止と潜在保育士の再就職に向けた取組が第一の課題であると認識しており、保育士・保育所支援センター事業等を通じて、これらの課題について保育士養成校ほか関係機関と協議を行う中で、定員増の必要性についても検討したいと考えています。</p> <p>安心子ども基金を活用した保育士修学資金貸付制度(事業概要参照)については、県社会福祉協議会等に委託し、保育士資格の習得を目指す学生に対し、2 年間で限度として無利子で修学資金を貸し付けるものです。卒業後、1 年以内に保育士登録を行い、県内の保育所で 5 年間勤務した場合には返還が免除となります。</p> <p>安心子ども基金の存続の有無は明確になっていませんが、子どもの貧困対策の観点からも、奨学金制度の必要性について検討していきたいと考えています。</p> <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源負担 貸付金：国 3 / 4 県 1 / 4 貸付事務費：国 10 / 10 ・補助基準額 貸付額：月 5 万円以内 貸付の初回に入学準備金：20 万円 卒業時に就職準備金：20 万円 別途生活保護受給世帯に加算あり 貸付事務費：570 万円 生活費加算を行う場合は 720 万円 <p>県では、国から通知等があった際には、速やかに市町へ伝達しています。</p> <p>また、国の説明会が開催された際には、県と市町の地域づくり連携・協働協議会における「新たな子ども・子育て支援に関する検討会議」を開催するなど、適宜、情報交換、情報提供を行っています。</p> <p>引き続き、市町の担当者に新制度の趣旨等について理解を深めていただけるよう、丁寧な周知、助言を行っていきます。</p>

委員のご意見等に対する県の見解

委員のご意見	県の見解
<p>新制度においては、放課後児童支援員の要件として県が実施する研修を受講することが求められることになるが、今後、県でどのような研修を実施していくかしっかりと検討していただきたい。</p>	<p>放課後児童支援員とは、国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営を定める基準」により、所定の要件()を満たすとともに、知事が行う研修(認定研修)を受講し、修了証の交付を受けた者を言います。</p> <p>国は、放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会において、「認定研修ガイドライン」を策定することとしています。</p> <p>県では、放課後児童支援員として必要な知識、技能を修得していただけるよう、国の策定するガイドラインに基づいた研修の実施について検討します。</p> <p>所定の要件(基準第10条第3項・一部省略) <u>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 高等学校卒業者等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの 四 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 六 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 七 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

委員のご意見等に対する県の見解

委員のご意見	県の見解
<p>今後、国において人員配置の基準が設定されていくと思うが、国が設定した基準が果たして適切なのかということを三重県においても検討していただきたい。</p>	<p>国における人員配置基準(省令)は、以下のとおり(1)となっています。</p> <p>県では、各施設に対して、幼稚園は国の基準により、また、保育所・認定こども園は、国の基準に基づき定めた条例(幼保連携型認定こども園については制定予定)(2)の基準により人員配置を求めています。</p> <p>新制度において、たとえば 3 歳児では職員配置を改善(20:1 15:1)とした場合に、給付単価の加算措置が行われる予定です。</p> <p>また、国の予算議論を待つ必要がありますが、1 歳児の職員配置の改善(6:1 5:1)、4・5 歳児の職員配置の改善(30:1 25:1)が検討されています。</p> <p>また、各市町においては、国(県)の基準を上回る人員配置基準とすることができます。</p> <p>県では、こうした職員配置の改善に要する経費の一部を負担することにより、各市町の職員配置の改善を支援していく予定です。</p> <p>1:国の人員配置基準 ・幼稚園設置基準 各学級に少なくとも教諭等を一人置かなければならない。 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所) ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 0歳児...3:1、1~2歳児:6:1、3歳児...20:1 4~5歳児...30:1</p> <p>2:条例 県条例においては、国の人員配置基準が従うべき基準とされており、県の実情に国の基準を上回るものとすべき事情、特殊性はないことから、国の基準どおり制定しています。(幼保連携型認定こども園は制定予定です。)</p>

委員のご意見等に対する県の見解

委員のご意見	県の見解
<p>保育士等、放課後児童支援員の質の向上のための研修の充実については県の役割であり、今後の見通しを立てて実施していく必要があると思う。</p>	<p>幼稚園教諭、保育士等に対する研修については、これまで県事業(事業者への委託等)、市町等への支援(補助金)、市町単独事業により実施してきたところです。</p> <p>また、放課後児童支援員に対する研修についても県事業(事業者への委託)、市町単独事業により実施してきたところです。</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」において、県は子ども・子育て支援事業支援計画に「保育教諭、幼稚園教諭、保育士、地域子ども・子育て支援事業に従事する者等の資質向上のために講じる措置に関する事項」を定めることとされています。</p> <p>また、幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等は、児童虐待、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもと保護者への支援など、以前にも増して専門性が求められており、質の向上に向けた研修の充実は、時代の要請であると認識しています。</p> <p>特に放課後児童支援員については、国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営を定める基準」により、所定の要件()を満たすとともに、知事が行う研修(認定研修)受講し、修了証の交付を受けた者でなければならないとされています。</p> <p>県では、放課後児童支援員として必要な知識、技能を修得していただけるよう、国の策定するガイドラインに基づいた研修を実施していく予定です。</p>

委員のご意見等に対する県の見解

委員のご意見	県の見解
<p>今後、保育士確保に向けた取組を進めていくようだが、どのような方策を講じていこうとしているのか分からない。</p>	<p>年度途中で保育士が確保できず、保育の必要な低年齢の児童が入所待機となっている実情があるなど、保育士確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>前回の会議資料でお示しましたが、平成25年度の県内保育士養成施設の就職状況を見ると、保育士資格を取得した学生のうち、保育所に就職したのは65.9%にとどまっています。</p> <p>また、県内の私立保育所に勤務する職員の通算勤続年数は平均9年2ヶ月となっています。</p> <p>さらに、国がハローワークにおいて実施した調査結果によると、保育士として就職を希望しない求職者は、賃金が希望と合わない、責任の重さ、再就職にあたってのブランクへの不安等を理由としてあげています。</p> <p>こうしたことから、平成25年度から保育士就職ガイダンス、保育士就職フェアを開催し、保育士・保育所支援センター事業を実施しているところですが、平成26年度は潜在保育士を対象とした就業意向調査により人材の掘り起こしを追加して行います。平成27年度以降については、皆様からの意見を参考に、事業の拡充について検討したいと考えています。</p>

委員のご意見等に対する県の見解

委員のご意見	県の見解
<p>三重県には子ども条例があり、それを保育の質の向上にどのように活かしていくかを考えていただきたい。</p>	<p>県では、保育士や幼稚園教諭等を対象に、様々な人権問題について正しい理解と専門的な知識を習得する場として、人権保育専門講座を実施しています。(平成 26 年度は県内 11 ヶ所で 24 講座を開催する予定)</p> <p>「三重県子ども条例」の基本理念()を大切に、次代を担う子どもの自己肯定感が高まるような幼児教育や保育が実践されるよう、この人権研修のテーマとして検討していきたいと考えています。</p> <p>基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを権利の主体として尊重すること ・子どもの最善の利益を守ること ・子どもの力を信頼すること